

## 別紙 審査項目及び審査基準

	審査項目	審査の観点	審査基準	配点
1	研究開発テーマへの適合性	農林水産・食品分野における現場又は政策的・社会的ニーズを的確に捉え、それらの課題解決に資する研究開発テーマに適合した提案となっているか。	各審査項目について、以下の5段階で採点。 S：特に優れている A：優れている B：ふつう C：不十分である D：妥当でなく採択すべきでない	S：8点 A：6点 B：4点 C：2点 D：0点
2	農林水産・食品分野への貢献度	事業化が実現した場合に農林水産・食品分野の現場課題の解決や成長発展に貢献するインパクトのある提案であるか。		
3	研究開発の革新性、優位性	技術シーズや研究開発が革新的であり、競合技術と比較して優位性や競争力があるなど、イノベーション創出につながるか。		
4	研究開発の目標と計画の妥当性	提案フェーズの研究開発目標は明確かつ妥当であるか、また目標達成に向けた研究計画の構成及び内容は妥当であるか。（提案フェーズが1、2、3の場合、「前段階フェーズの研究開発に関する『達成目標』を達成しているか」の観点も加味。）		
5	事業化内容の新規性、優位性	事業化の内容は既存又は類似の事業と比較して、新規性、優位性（独自の価値の提供）、知財戦略に基づく競争力があり、また市場獲得や成長性が見込めるか。		
6	事業化の取組の目標と計画の妥当性	提案フェーズにおける事業化に向けた取組の目標と計画は妥当であるか、また事業化のロードマップは妥当で実現性があるか。（提案フェーズが1、2、3の場合、「前段階フェーズの事業化に関する『達成目標』を達成しているか」の観点も加味。）		
7	研究等推進	研究開発の実施体制や必要経費は妥当であるか。		
加 点	若手研究者 (フェーズ0限定)	研究代表者及び研究実施責任者がいずれも、 ①39歳以下の研究者 又は ②博士取得後15年以内の博士研究員	該当／非該当	該当： 1点
加 点	みどりの食料システム法に関するもの	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。みどりの食料システム法。）において認定を受けた「基盤確立事業実施計画」に基づき策定された研究課題	該当／非該当	該当： 1点
加 点	連結型の指定補助金等 (フェーズ2限定)	指定補助金等の交付等に関する指針（令和4年6月3日閣議決定）の別表に掲げる指定補助金等（ただし本プログラムは除く）におけるフェーズ1を終了する研究課題であって、本プログラムの研究開発テーマに合致する等の公募要領の要件を満たすもの	該当／非該当	該当： 1点

(別添) 各フェーズの達成目標

	研究開発の達成目標	事業化の取組の達成目標
フェーズ0	革新的な技術シーズの確立（実験室レベルの実証が済んでいる、FSやPoCを実施できる技術レベル）。	以下の項目をすべて満たすこと。 (1)想定する事業モデルを見据えた知財戦略の設定。 (2)対象となる魅力的な市場の選定と深掘り。 (3)事業化に向けたマイルストーン（FS、PoC、法人立上げ、資金調達、事業開始など）の設定。
フェーズ1	FS、PoCを通して事業化に必要な技術的課題の明確化。	以下の項目をすべて満たすこと。 (1)FS、PoCを通じた有望な事業モデル（ビジネスシステムと収益モデル）の構築。 (2)事業モデルを踏まえた知財戦略の確立。 (3)成長性が期待できる市場とその規模の把握。
フェーズ2	事業の開始に必要な研究開発（技術改良等）の完了。	以下の項目をすべて満たすこと。 (1)事業実施体制（法人設立を含む）の確立。 (2)具体的な事業計画の策定。 (3)具体的な顧客の選定。 (4)ベンチャーキャピタル（VC）等からの出資の獲得。
フェーズ3	事業規模の拡大に向けた研究開発（技術改良等）の完了。	事業の開始又は事業規模の拡大。